

鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託 募集要領等に対する質問回答

整理番号	書類名	ページ数	該当項目	質問内容	回答
1	募集要領	2	事業費について (第3 2)	昨今工事費の高騰が続いておりますが、発注時において時勢に合わせた事業費の見直しを今後検討、協議することは可能でしょうか。	本業務において、検討・協議することは可能です。
2	募集要領	2	発注方式 (第3 2)	今後の検討によって、事業者にとっての利益になる場合、事業手法の変更を検討できる可能性はありますでしょうか。	鎌倉市にとってメリットがある提案であれば、事業手法の変更の余地を否定するものではありませんが、現時点では、DBO 又は PFI-BTO 方式を前提に検討しています。
3	募集要領	3	契約上限金額 (第3 5)	R 6 年国交省告示 8 号にて施行された設計業務における業務報酬基準に基づいて、今回の業務報酬の見直しをして頂けるのでしょうか？または基本設計業務の事業者に選定された場合に、そのご協議はして頂けますでしょうか？	本業務の契約上限金額は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号を踏まえて、設定しています。
4	募集要領	4	共通参加資格要件 (第5 2 (1) ①)	入札資格について、神奈川県に参加資格を有するとありますが、鎌倉市には入札参加資格は無いが、神奈川県のみで有資格であれば条件を満たすとの理解で間違いないでしょうか。	お見込のとおりです。
5	募集要領	12	プレゼンテーション (第8 7)	プレゼン時の人数制限上限はありますでしょうか。	会場の規模から 5～6 人程度を想定しており、上限を設ける予定です。現時点では決定していません。一次審査結果通知時にお知らせします。
6	募集要領	16	官民連携事業等への参加可否 (第13 4)	官民連携事業を発注する場合、その業務には執務環境等整備支援業務（オフィス環境実施設計等）は含まれてくるのでしょうか。	未定です。今後、官民連携事業の業務範囲を詳細に検討する中で、オフィス環境実施設計等の扱いも検討します。
7	募集要領	16	官民連携事業等への参加可否 (第13 4 (1))	(1) 官民連携事業を発注する場合、本業務の執務環境等支援業務に協力した企業は官民連携事業者募集等への参加は原則認められないのでしょうか。	募集要領に記載のとおり、官民連携事業を発注する場合、本業務の受注者（共同企業体の場合は構成企業を含む。）、協力企業及び再委託者（本業務の開始後に、代表企業又は構成企業から直接業務を受託し又は請け負う法人のこと。）の官民連携事業者募集等への参加（官民連携事業の共同企業体への参加や協力企業としての参加を含む。）を原則認めません。

鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託 募集要領等に対する質問回答

整理番号	書類名	ページ数	該当項目	質問内容	回答
8	募集要領	16	官民連携事業等への参加可否 (第 13 5)	本業務の執務環境等支援業務の成果は、基本設計者の「(仮称)実施設計監修業務」に含まれてくるのでしょうか。	募集要領に記載のとおり、(仮称)実施設計監修業務は、基本設計の理念、意匠、構造及び環境設計等の根幹部分並びに基本的な建築計画を引き継ぐこと等を目的とし、その主な業務内容は引継業務、設計確認業務、助言・指導業務です。執務環境等支援業務は、基本設計の一部であることから、オフィス環境実施設計等が官民連携事業に含まれるか否かに関わらず、(仮称)実施設計監修業務において引き継ぐ内容に含まれます。
9	鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託特記仕様書	1	高度地区 (II 4 (1))	当該敷地は第三種高度地区に該当しており、工業系建築物(工場・事務所・倉庫等)以外は 20m 以内と記載があります。本計画では図書館等の工業系以外の用途が含まれますが、基本計画に基づき 31m を上限に設定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、「鎌倉都市計画 高度地区の運用基準」3(1)イ(エ)において、適用除外とすることを想定しています。 鎌倉市要綱等集 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/soumu/kokuji/documents/reiki.html
10	鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託特記仕様書	1	高度地区 (II 4 (1))	高度地区高さを 31m までとすると、今後用途地域の変更があると考えてよろしいでしょうか。	上記のとおり、31m とすることに用途地域は関係ありません。 なお、将来的な用途地域の変更は、別途深沢地域のまちづくりの中で検討していきます。
11	提案検討資料 1	—	敷地図面について	左記受領資料の CAD ソフトで使用可能なデータ形式(dwg 等)を頂く事は可能でしょうか。	提案検討資料 1(造成計画図)は、土地区画整理事業における検討中の情報であるため、本プロポーザルの提案に当たっての検討のための参考資料として PDF データで提供するものです。このため、本プロポーザルの段階では、敷地などに関する提案検討資料や募集要領添付資料 1 について、CAD ソフトで使用可能なデータ形式での情報提供は致しかねます。